

## 議案第24号 札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 (出産被保険者の保険料軽減)

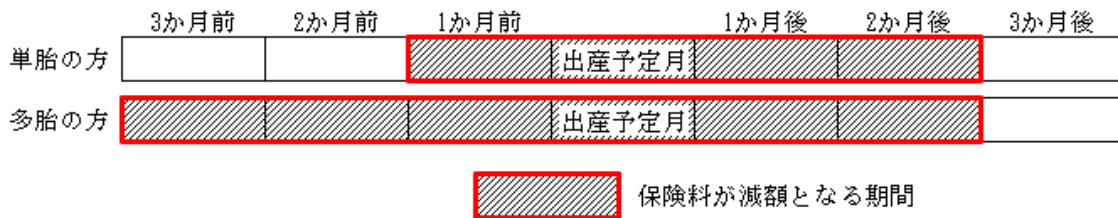
### 1 主な改正内容

出産予定又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）の産前産後期間相当分の均等割額及び所得割額を軽減する。

#### 【産前産後期間】

単胎妊娠の方：出産（予定）月の前月から翌々月までの4か月間

多胎妊娠の方：出産（予定）月の3か月前から翌々月までの6か月間



なお、世帯の所得に応じて適用となる軽減（7割・5割・2割）に該当する場合には、これらの軽減を行った上で出産被保険者の軽減を適用する。

#### 【保険料軽減額】

$$\text{保険料軽減額} = (\text{均等割額} + \text{所得割額}) \times \frac{\text{4か月又は6か月}}{12\text{か月}}$$

### 2 対象者数及び軽減額（見込み）

対象者数：約800人 軽減額：約15,600千円（令和4年度実績から算出）

※ 軽減費用の負担は、国が1/2、北海道が1/4、札幌市が1/4。

### 3 施行期日

令和6年1月1日

※ 令和5年11月1日以降に出産する被保険者が対象となり、令和6年1月以降の「産前産後期間」相当分を軽減。